

令和7年度第1回酒田市地域密着型サービスの運営に関する委員会 議事録

日 時：令和7年7月10日（木）午後2時15分～午後3時

場 所：酒田市役所3階 第1会議室

出席者：朝岡剛委員、阿曾眞由美委員、高橋美恵子委員、後藤香委員、碓谷真弓委員、荒生桂子委員、小野英男委員、原田勇委員、以上8名

欠席者：岡田恒弘委員、以上1名

事務局：健康福祉部長、高齢者支援課長、高齢者支援課地域包括支援主幹、高齢者支援課長補佐、地域包括支援主査兼係長、介護給付係長、介護給付係副主幹

1 開 会

2 協議

(1) 地域密着型サービス事業者の指定更新について（資料1）

・質疑等なし。委員より承認をいただく。

3 報 告

(1) 地域密着型サービス事業者の指定状況について（資料2）

・質疑なし

(2) 令和6年度地域密着型サービス事業者運営指導の実施結果について（資料3）

(3) 令和7年度地域密着型サービス事業者の集団指導及び実地指導計画について（資料4）

委 員	運営指導に行くときは、高齢者支援課の職員体制は何名で行くのか、どういう分担をして、どのくらい時間をかけて行っているのか。
事務局	介護給付系の職員が2名から3名で事業所に直接伺って行っている。運営の基準が適切か確認すること、介護報酬の算定が適切に行われているかという2つの視点で、役割を決め行っている。その他、ケアプラン点検も数件行っている。時間は、1事業所当たり約3時間の予定で実施している。できるだけ、事業所の事務負担をかけないように、また日常的に自己点検もやっていただくよう、日ごろから適切な運営がされるように指導を行っていきたい。
委 員	運営指導の結果は、書面で通知するのか。
事務局	そのとおり。指導する事項があれば記載し、事業者からは改善計画を提出してもらう。
委 員	指導して改善しなかったとか、また改善の期限はあるのか。
事務局	指導の内容によるが、簡単に改善できるものはすぐに改善していただく。人員基準を満たしているかは、人材の確保が介護現場ではすぐには大変なところもあるので、継続的な指導しながら経過を見ていく。指定のときには人員基準を満たしていないと更新できない。 また、人員基準を満たしていなくても報酬減算をして運営を続けることはできるが、運営指導時人員基準を満たしていないことはわかったときは、介護報酬を自主返還していただく。それ以上になると、今度は監査ということになる。 運営指導は、通常の事業所は6年に1回だが、適切な運営がなされていないところには継続して、毎年入るってということも今までもやっている。

(4) その他

4 その他

5 閉会